



今帰仁村告示第 168 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 11 月 7 日

今帰仁村長 久田 浩也



1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社 DMC aizu

福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7105 番地

2 指定した日

令和 6 年 11 月 7 日

3 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入の種類

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金